福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務仕様書

１　業務名

　　　福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務

２　業務の目的

　　　福井県園芸拠点施設（園芸ＬＡＢＯの丘）は、平成29年に基本計画を策定し、体験や学習を通じて楽しみながら園芸について理解を深めることをコンセプトに令和元年に開設した。

開設から約６年が経過し、現在、来場者数は年間約５万人、うち体験講座の受講者数は１万を超え、「農」や「食」について体感できる施設として定着した。

　　　一方、令和６年３月に北陸新幹線の開業により、福井県への注目は高まっている。

この機を捉え、園芸ＬＡＢＯの丘の来場者数を拡大するため、再整備に向けて基本構想を策定した。

本業務は、基本構想をもとに、来場者数を拡大するための導入機能、ゾーニング、概算事業費等を取りまとめた基本計画の策定を支援することを目的とする。

３　履行期間

　　　　契約締結日から令和７年１２月５日（金）

４　履行場所

　　　福井県三方郡美浜町久々子

５　業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお、業務遂行にあたっては、基本構想の内容を十分理解し、反映すること。

1. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後１４日以内に業務計画書を作成の上、福井県に提出し、承認を得ること。なお、業務計画書には、次の事項を記載すること。

・ 業務概要

・ 実施方針

・ 業務スケジュール

・ 業務実施体制

・ 協議計画

・ 成果品の内容

・ 連絡体制

・ その他必要となる事項

（２）基本計画の策定

① 現況把握及び前提条件の整理

園芸拠点施設や周辺環境の現状を調査・分析し、土地利用等を把握する。また、基本構想や関連する上位計画等を調査し、基本計画や事業スキーム等の検討にあたって必要となる前提条件を整理する。

② 基本方針、導入機能、動線計画、ゾーニングの検討

前提条件を踏まえて、再整備に関する基本的な方針や必要となる具体的な導入機能、施設イメージ、動線計画を設定するとともに、既存施設の再配置を含めた全体的なゾーニングを検討する。

③ 施設運営方針の検討

導入機能や設備における運営の考え方を整理し、施設の運用方法や適正な規模等を検討する。

④ 基本計画図の作成（概略設計）

再整備にあたり改修、増設を行う施設について、導入機能や設備に関する施設全体の空間構成や施設配置、整備水準等を整理するとともに、整備する設備に必要となる諸室及び規模について検討を行い、施設計画条件等を踏まえた計画イメージを把握するための基本計画図や概略モデルプランを作成する。

⑤ 概算事業費の算出

本事業の実施にあたって必要となる設計費や建設費、維持管理費、運営費等の概算事業費を算出する。

⑥ イメージパースの作成

再整備の計画イメージが想像できるイメージパースを作成する。

⑦ 事業スケジュールの検討

整備から供用開始までの事業スケジュールを検討する。

⑧施設の運営体制

　　　　施設の運営にあたっての管理基準（開館時間や休館日、環境への配慮や安全管理の基準、個人情報や情報公開の方針）、業務体制と人員配置、具体的な業務内容（例：体験プログラム、イベント運営、清掃業務等）を作成する。

⑨ 課題等の整理

事業を進めていく過程で想定される課題や実施すべき別途調査等を整理するとともに、解決方法について検討する。

⑩ その他必要と考えらえる内容

①～⑧の他に必要と考えられる内容について検討する。

⑪ 基本計画のとりまとめ

①～⑩の内容について、成果品としてとりまとめる。

1. 民間活力導入のためのサウンディング調査

本施設は令和10年度から指定管理者制度導入を検討しており、本業務はその実現可能性を検討するため、監督職員の指示に従い複数の民間事業者からヒアリング等を実施し、条件や課題、提案を整理する。

　【想定される調査内容】

　　　　・業務範囲に関する意見、要望

　　　　・業務期間に関する意見、要望

・維持管理及び運営に関する事業費の算出

　　　　・サービス水準の維持・向上に関する意見

　　　　・運営事業者公募に係る与条件の整理

（４）関係機関との協議時の資料提供

本業務の過程において行う関係機関との協議において、必要となる資料の作成支援を行う。

（５）協議記録の作成

福井県との協議や民間事業者とのヒアリング等において協議記録を作成する。

６　成果品

成果品は次のとおりとする。成果品は担当職員の内容確認及び承諾を得るとともに、提出方法について協議すること。

（１）基本計画書 ２部

（２）基本計画書（概要版） １０部

（３）協議記録 ２部

（４）（１）～（３）を格納した電子データ（ＤＶＤ－Ｒ等） １部

７　留意事項

（１）受託者は、本業務の全部を他に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、福井県に内容を報告し承認を得ること。

（２）受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。

（３）本業務に係る制作物の著作権等の全ての権利は福井県に帰属する。

（４）本業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分に留意すること。万が一紛争等が発生した場合は、受託者において解決若しくは責任を負うこと。なお、本項については業務の終了後についても適用される。

（５）本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。

（６）本仕様書の定めにない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、福井県と受託者の協議により決定するものとする